

[資料編] 用語の解説

<ア行>

□旭川子ども総合療育センター

入院やショートステイ事業、通院療育（外来）のほか、市町村や関係団体の主催する療育相談等へ関係職員を派遣するなど、肢体不自由療育の拠点として多角的な役割を果たす児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設。

□アドボカシー

こどもの声を第三者が聞き取り、児童相談所などに伝える「代弁者制度」のこと。

□育児・介護休業制度（育児休業制度）

育児・介護休業法に基づき、労働者が育児や家族の介護のために、一定期間休業できる制度。

□一時預かり

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

□一次医療

身近な地域で日常的な疾病への治療や疾病予防、健康管理などを含めた包括的な医療。主に地域の診療所や病院が担う。

□一般事業主行動計画

仕事と家庭の両立のため、事業主の実施する職場環境の整備等のための取組に関する計画。常時雇用する労働者の数が 100 人を超える一般事業主は策定義務がある。

□医療圏

地域の医療需要に対応して、医療資源の適正な配置と医療提供体制の体系化を図るための地域的な単位。北海道では、第一次医療圏が 179 圏域、第二次医療圏が 21 圏域、第三次医療圏が 6 圏域。

□医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこどもたち。

□医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児やその家族からの相談に対応するほか、乳幼児期、学齢期、就労期を通じて切れ目のない一貫した支援体制を維持するために、生活の場において他職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援の総合的な調整を行う者。

医療的ケア児等支援センター

医療的ケアが必要なこどもを持つ家族や関係機関からの相談に市町村と連携して対応するほか、関係機関等への情報提供、医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び資質向上研修等を行うなど、中核的な役割を担う。

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の形成に向けて、障がいのあるこどもが障がいのないこどもとともに教育を受けることを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組。

インターンシップ

生徒に望ましい勤労観や職業観を身に付けさせるため、企業などで行う就業に関わる体験的な学習のこと。

院内助産所

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産褥婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥 1 か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供するもの。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

延長保育

市町村から保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業。

園内研修

幼児教育施設内の全教職員が自園の教育・保育目標に対応した幼児教育施設としての課題を解決するために、共通のテーマを設定し、幼児教育施設全体で組織的・計画的に取り組む研修。

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

児童虐待のない社会の実現を目指すため、毎年 11 月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」にオレンジリボンを身につけ、街頭啓発やパネル展を開催することなどにより、児童虐待問題に対する関心や理解を深めてもらう取組。

オンデマンド教材

インターネットに接続したパソコンやタブレットから視聴することができる動画などの研修教材。

<力行>

核家族

夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみのいずれかの構成の家族。

- 学生
高等教育（大学、高等専門学校）を受ける者（学校教育法）。

- 家庭相談員
都道府県又は市町村が設置する福祉事務所において、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務を行う職員として、家庭児童福祉に関する相談業務に従事する者。

- 家庭的保育
家庭的保育者（市町村が行う研修を修了した保育士など）の居宅やその他の場所において、少人数（利用定員5人以下）の保育を行う事業。

- 家庭的養護
社会的養護が必要なこどもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホーム、または、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組を指す。「家庭養護」は「施設養護」に対する言葉として用いる。

- 完全失業率
「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合。

- キャリアカウンセリング
労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じて行う、助言及び指導を行うこと。

- キャリア教育
一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育。

- 虐待予防ケアマネジメントシステム
母子保健事業における児童虐待発生予防体制を推進するため、市町村が実施する乳幼児健診等において、育児困難な状況を抱えていたり虐待の可能性があると認められるなど援助が必要な家庭の早期発見及び適切な援助体制。

- 共生型地域福祉拠点
高齢者や障がいのある方、こどもなどが地域住民と共に集い、互いに支え合う取組の実践の場。

- 居宅訪問型保育
保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。

- 権利ノート
施設に入所する児童に児童相談所が渡す、自らの権利や意思を伝える方法を掲載した手引き書。

合計特殊出生率

その年次の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

公認心理師

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析などを行うことを業とする者。

国民生活基礎調査

国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査。国勢調査などと同様に、「統計法（平成19年法律第53号）」に基づく、基幹統計として指定されている、国の最も重要な調査の一つであり、厚生労働省が昭和61年（1986年）から3年毎に大規模な調査を実施し、中間の隔年は簡易な調査を実施している。

50歳時の未婚割合

50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合。45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

子育て支援員

国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者。

子育て世代包括支援センター

保健師等を配置し、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関。児童福祉法等の改正により、当該センターの機能を維持した上で、組織を見直し、「子ども家庭センター」を市町村に設置することが努力義務となっている。

子育て短期支援

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養護・保護を行う事業。

子育てバリアフリー

妊産婦や乳幼児連れを対象とした外出環境の整備。

□孤独・孤立対策推進法

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めた法律（令和6年4月1日施行）。

□こども

心身の発達の過程にある者（こども基本法）。

□こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機能を有する機関。

□子ども・子育て支援給付

施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等）、施設等利用費（未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等）、児童手当を指す。

□子ども・子育て支援事業計画

5年を1期とする幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他新制度に基づく業務の円滑な実施のため市町村が定める計画。

□子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（いわゆる子ども・子育て関連3法）に基づき、幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量の拡充や教育・保育の質の向上、地域の子育て支援の充実を進めていく制度。

□子ども総合医療・療育センター（愛称：コドモックル）

保健・医療・福祉の機能の有機的な連携の下に胎児期からの生育環境における一貫した医療・療育体制の構築を図るため、平成19年（2007年）9月に開設。

□こどもの居場所

こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るもの。

□子どもの貧困率

（相対的貧困率を参照のこと。）

□こどもファスト・トラック

こども・子育てにやさしい社会づくりのため、妊娠中の方や子連れの方に優先案内を行うなど配慮を行う取組。

□コミュニティ・スクール

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について意見を述べるができる制度。

□こもりん

北海道における「こどもまんなか社会」実現に向けたシンボルマーク。こどもを守る「子守り」とマークの丸い形から連想される「ころりん」を合わせたものが名前の由来。デザインは令和5年（2023年）3月に80点の応募の中から、名称は令和6年（2024年）1月に800点を超える応募の中から決定。

□これからの高校づくりに関する指針

高校を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、これからの高校づくりに当たっての基本的な考え方と具体的な施策を示すものとして、令和5年（2023年）3月に北海道教育委員会が改定版を策定したもの。

□婚活

結婚活動。結婚相手を探すことや、結婚へ向けての様々な活動。

<サ行>

□里親

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を、都道府県知事が適当と認めた個人の家庭（里親）に一時的に又は継続的に委託して養育する制度。なお、里親等とは、里親及びファミリーホームのことを指す。

□里親支援センター

里親支援業務を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする児童福祉施設。

□産後ケア

産後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行うこと。

□仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

□仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

仕事と生活の調和の必要性、仕事と生活の調和が実現した場合の社会の姿とその実現に向けた関係者が果たすべき役割を示した憲章。

□施設養護

児童養護施設や乳児院等で養育すること。

□市町村中核子ども発達支援センター

発達の遅れに気づいた段階から、主に、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に繋がるまでの支援を行うほか、地域の連携体制の構築や人材育成等を推進する北海道が独自に認定する機関。

□シックハウス症候群

住居に由来する様々な健康障害（皮膚・粘膜刺激症状と精神神経症状）の総称。

□児童

18歳に満たない者（児童福祉法）。

なお、教育関連施策に係る「児童」は、初等教育を受ける者（学校教育法）。

□児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに市町村の求めに応じ、必要な援助を行うほか、総合的な援助を行う児童福祉施設。

□児童館

児童福祉法に定められている児童福祉施設で、安全に遊びながら、情操豊かな健全な児童を育てることを目的とした施設であり、地域における児童健全育成活動の拠点。

□児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム（おや？おや？安心サポートシステム）

保育所等の子育て支援機能を活用し、子育て困難家庭や放置すれば虐待につながる危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を展開する体制。保育士等がスクリーニング票を用いて親子を観察し、気になる子について関係機関で事例検討を行い適切な支援を行う。

□児童相談所

こどもに関する家庭などからの相談に応じ、こどもが有する問題やこどものニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、こどもや家庭に適切な援助を行い、こどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とした機関。

□児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、今日なお、貧困や飢え等の困難な状況に置かれていることを鑑み、すべてのこどもに基本的人権と人間の尊厳が保障されることを願い国際連合で採択され、平成6年（1994年）に日本も批准。18歳未満のすべてのこどもに大人と同様に、意見表明権や思想、良心、宗教、結社の自由などの市民的権利を保障。

□児童発達支援センター

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。

□児童福祉司

児童相談所長の命により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める都道府県知事の補助機関である職員。

□児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする児童福祉施設。

□社会的養護

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

□社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることや環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを行うほか、医師などの保健医療サービスを提供する者などとの連携及び調整等の援助を行う国家資格を有する者。

□就学援助制度

「学校教育法」の実施義務に基づき、各市町村が経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の支給などの援助を行う制度。

□周産期医療

周産期とは妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療。

□需給調整

都道府県が、都道府県計画に定める必要利用定員総数に基づいて行う認定こども園、幼稚園及び保育所の認可・認定の可否の判断。

□主任児童委員、民生委員・児童委員

厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者。住民の生活状態の適切な把握、要援助者への相談・援助、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者との連携・支援、関係行政機関の業務協力など社会福祉の精神に基づく活動を職務。

□小規模グループケア

施設内または地域の中で施設から独立した家屋等において、6人程度のこどもたちを家庭に近い環境の中で養育する形態。

□小規模保育

保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるもの）において、保育を行う事業。

□少子化対策圏域協議会

地域ごとに、保健、医療、福祉、労働、教育等の幅広い分野で構成し、総合的かつ地域に応じた少子化対策を推進する組織。

□食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

□食育推進計画

食育推進基本計画を基本として、都道府県や市町村が作成する、その区域内における食育の推進に関する施策についての計画。

□女性の健康サポートセンター

妊娠（不妊にかかる一般相談も含む）、出産、子育ての悩み、思春期の体や心、更年期の健康上の悩みなど女性の健康上の相談について総合的に対応する窓口。全道の道立保健所に設置。

□情報モラル

プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピュータセキュリティ（事故や犯罪等に対する情報の保護・保全）の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

□ジョブカフェ北海道

44歳以下の正規雇用に就くことを希望しているフリーターや若年無業者、新規学卒予定者等を対象に、就職相談、各種セミナーの実施、パソコンや求人情報誌による求人情報の閲覧等ができる北海道が設置した総合的な就職支援施設。

□ジョブサロン北海道

概ね35歳以上の中高年求職者を対象に、就職相談、転職や再就職に向けたキャリアプランの策定、各種セミナー等を行う北海道が設置した就職支援施設。

□助産師外来

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が産科医師と役割分担をし、妊産褥婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うもの。

□自立援助ホーム

義務教育を終了した 20 歳未満の児童等であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらのものが共同生活を営む住居。相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行う。

□自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのあるこどもの健全な育成を図ることを目的とし、生活能力を得るために必要な医療。

□新生児マススクリーニング検査

生後 4～7 日目のすべての赤ちゃんを対象とした先天性代謝異常等検査。内分泌疾患（ホルモンの異常）2 疾患と代謝異常症（栄養素の利用障害）の 17 疾患のほか 7 疾患の発見が可能。（一財北海道薬剤師会公衆衛生検査センター資料から抜粋）

□スクールガード

学校や通学路等での巡回パトロールや危険箇所の監視など、こどもたちを見守るボランティア。

□スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う心理の専門家。

□スクールソーシャルワーカー

虐待や育児放棄、経済的な困窮など深刻な問題を抱える家庭の保護者やこどもに対し、専門的な見地で対応する福祉の専門家。

□スタートカリキュラム

幼児期における遊びを通じた総合的な学びから、各教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行できるよう、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などを行う工夫。

□STEAM 教育

各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育。Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics の頭文字を表したもの。

□生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立の支援を目的とした法律。道や市が設置する相談窓口において、生活困窮者からの相談に幅広く応じ、様々な事業の活用や関係機関と連携などにより、就労その他の自立に向けた支援を行う。

□生活リズムチェックシート

こどもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、こどもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。

青少年

こどもの乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）、思春期（中学生年代からおおむね 18 歳まで）までの 0 歳から 18 歳未満の者（北海道青少年健全育成条例）。同条例に基づく取組を示す場合に、特に「青少年」という語を用いている。

青少年体験活動支援施設

青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動を支援することにより、青少年の健全な育成を図るとともに、道民の生涯学習活動を促進するため道内 6 力所に設置されている社会教育施設。

精神保健福祉士

精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う国家資格を有する者。

生徒

中等教育（中学校、高校）を受ける者（学校教育法）。

せわずき・せわやき隊

地域の住民、高齢者や子育て経験者等のボランティア組織。こどもや子育て中の家庭に対する日常からの声かけや身近で子育て支援を行う地域ぐるみの活動組織。

総合学科

普通科及び専門学科（工業科、商業科など）に並ぶ新たな学科。生徒の学習ニーズや地域の特色を踏まえた系列を設定するとともに、共通教科から専門教科にわたって幅広く科目を開設し、興味・関心、進路希望等に応じて、生徒自らが科目を選択し、学習することができる。

総合周産期母子医療センター

母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療等を提供する医療機関。

相対的貧困

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）に満たない世帯員の割合をいう。

なお、貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）に平成 30 年（2018 年）からは「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」を加え、世帯人員の平方根で割って調整したもの）の中央値の半分の額をいう。

また、「子どもの貧困率」とは、17 歳以下のこども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない 17 歳以下のこどもの割合をいう。

<夕行>

待機児童

保育の必要性の認定を受け、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、定員等の関係で利用することができない児童。

第三者評価

事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行い、サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資するための情報を提供することを目的として実施する評価。

単位制高等学校

学年による教育課程の区分を設けず、生徒が興味・関心や進路希望に応じた科目を選択・学習し、決められた単位を修得すれば、卒業が認められる高等学校。

男女平等参画

男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。

地域子育て支援拠点事業

地域において子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談、子育て関連情報の提供、助言等の援助を実施する事業。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が子育て家庭等を対象として行う利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、妊婦健診等の事業。

地域周産期母子医療センター

周産期に係る比較的高度な医療を提供する医療機関。

地域小規模児童養護施設

地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施し、こどもの社会的自立を促進する児童福祉施設。

地域若者サポートステーション

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）を対象に、個別相談や本人に合わせた支援プログラム等を実施する、国が民間団体に委託した就労自立支援施設。

道民の森

自然や森林とふれあい、自然とともに生きる心を培うことを目的に、当別町と月形町にまたがる道有地の中に宿泊施設や学習センター、キャンプ場などを設けている森林の総合利用施設。

特定機能周産期母子医療センター

総合周産期センターでは対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対応する医療機関。道では道立子ども総合医療・療育センターを認定。

特定教育・保育施設

施設型給付費の支給を受ける教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）。

特定地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育を行う事業。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける学校。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び支援を行うもの。

どさんこ・子育て特典制度

市町村や商店街等が連携し、子育て世帯が買い物や施設などを利用する際に特典が受けられる制度。

<ナ行>

乳幼児

満一歳に満たない者（乳児）及び満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者（幼児）。

乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する児童福祉施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障がい児などに対応できる専門的養育機能を持つほか、保護者支援や退所後のアフターケアを含む親子再統合支援を行う。

乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることを通じて、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業。

乳幼児等医療給付事業

乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健及び福祉の向上を図るために市町村が実施する事業に対し、道がその事業費の一部を助成する事業。

認定こども園

就学前の幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設として認可・認定を受けた幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園。

認可外保育所

こどもを預かる施設であって、都道府県や市町村から児童福祉施設や家庭的保育事業及び認定こども園としての認可を受けていないもの。

ネットパトロール

インターネット上のウェブサイト等への学校や児童生徒に対する誹謗中傷や個人情報の公開などの不適切な書き込みについて、監視をする取組。

農業経営体

農業経営を行う者のうち経営耕地面積や飼養頭羽数などが一定の基準以上の者、または、農作業受託を行う者。

<八行>

パーマネンシー

「恒久的」「永続的」を意味する英語。要保護児童が「施設でもない、里親でもない、恒久的な家庭」で育てられること（こどもの成長のために継続的かつ安定した養育者と養育環境）を意味する。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法に基づく相談窓口。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談対応や、専門機関の紹介、保護命令制度、自立のための情報提供等の援助を行う。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現する。

発達障害者支援（地域）センター

発達障がいのある人の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障がいのある人及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じるとともに、発達障がいのある人に対する専門的な発達支援及び就労の支援を行うほか、関係機関及び民間団体等に対し、発達障がいについての情報提供及び研修等を行うための機関。

ピア・カウンセリング

ピア「Peer」とは、「仲間」を意味し、同じ年代の人達が対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。主に高校生、大学生の協力で実施されている。

非正規雇用労働者

正社員以外のパート、アルバイト、契約社員、派遣社員などの労働者（就業形態）。

ひとり親家庭等医療給付事業

ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るために市町村が実施する事業に対し、道がその事業費の一部を助成する事業。

病児・病後児保育

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童の一時的な保育や保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うもの。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者等からなる会員組織で、保育所等までの送迎、保育所等の開始前や終了後にこどもを預かること、冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際にこどもを預かることなどを行う。

ファミリーホーム

養育者の住居において5～6人の複数の児童による関わりを活かしつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立支援を図る。

不育症

2回以上の流産・死産もしくは早期新生児死亡の既往があること。

フィルタリング

インターネット上の情報を一定の基準に基づき選別し、青少年の健全な成長を著しく阻害する有害情報の閲覧を制限すること。

プレコンセプションケア

将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

□ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

□保育教諭

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園の中心となる職員。幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

□保育サービス

保育所保育指針では、保育においては「養護」と「教育」が一体となって展開されることに留意することとされており、「保育サービス」は、「こどもの健全な育ちを支援する対人サービス（社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会資料より）」とすることができる。

□放課後子供教室

地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動。

□放課後児童支援員

放課後児童クラブの指導員に必要な資格であり、保育士等の資格を有し、都道府県知事が行う研修を修了した者。

□放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

仕事などで、昼間保護者のいない小学校に就学している児童を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業（いわゆる学童保育）。

□母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する事業。

□母子生活支援施設

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設。

□母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、寡婦及び父子家庭などの経済的自立を助け、扶養している児童の福祉を増進することを目的に貸し出す事業資金や修学資金、技能習得資金や生活資金などの貸付金。

□母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき道内の福祉事務所に配置。母子家庭の母等の自立に必要な情報提供、相談、職業能力の向上や求職活動等の支援を行う者。

□母子・父子自立支援プログラム

個々のひとり親家庭（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）の状況やニーズに応じ、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援を実施するための自立支援計画。

□母子福祉センター

母子家庭等に対する低廉な金額による宿泊施設の提供や、生活や就労に関する相談事業等を行い、母子家庭等の福祉の増進を図るための総合的な活動拠点。

□母子・父子福祉団体

配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする法人で、役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるもの。

□母子保健サービス

妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児マススクリーニング検査などの健康診査等、母子健康手帳の交付や両親学級などの保健指導等、新生児訪問指導や未熟児訪問指導などの訪問指導等、未熟児養育医療や小児慢性特定疾患治療研究事業等の療養援護等。

□ポータルサイト

インターネットに接続した際、最初に訪れる入り口（ポータル）となる様々な情報が集約されたサイト。

□「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業

子育て中の親子などが安心して外出できる環境づくりを進めるために、「授乳・搾乳」と「おむつ替え」の両方が無料で利用できる施設を「赤ちゃんのほっとステーション」として登録し、ホームページ等で広く情報提供する取組。

□北海道家庭教育サポート企業等制度

家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と北海道教育委員会が協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための制度。

□北海道ケアラー支援条例

ケアラー支援に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に制定した条例。

□北海道子どもの生活実態調査

道と北海道大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センターとの共同で、子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況と子どもの生活環境や子ども・子育ての状況、学校・家庭での過ごし方などとの関係を調査。1回目を平成28年(2016年)から平成29年(2017年)、2回目を令和3年(2021年)から令和4年(2022年)にかけて実施。

□北海道交通安全基本条例

陸上交通の安全に関し基本理念を定め、道、道路等の設置者、事業者、車両の運転者、歩行者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、交通事故に対する不安のない安全な生活の確保に寄与することを目的に制定した条例。

□北海道すきやき隊

育児休業制度の導入など家庭と仕事の両立に資する職場環境の整備や地域における子育て支援活動の応援などに取り組む企業、団体などによる全道規模の組織で、平成18年(2006年)10月に結成。

□北海道青少年健全育成条例

青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、道、保護者、事業者、青少年及び道民の責務等を明らかにし、道の施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、その福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的に制定した条例。

□北海道働き方改革推進企業認定制度

働き方改革に積極的に取り組む企業を、その取組の段階に応じて道が認定し、取組を広く紹介することで、道内企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的とした制度。

□北海道福祉人材センター

福祉・介護分野で働きたい求職者と人材を求める事業所を結びつける無料職業紹介や、就労希望者に対する説明会・講習会の開催、事業所の管理者等に対する人材確保相談等を実施する非営利組織で、社会福祉法人北海道社会福祉協議会が知事の指定を受けて設置・運営。

□北海道福祉のまちづくり条例

障がいのある方やお年寄りなどをはじめすべての道民が、日常生活等における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができることとともに、自立した生活を送ることができる地域社会づくりをめざし、平成9年(1997年)10月に制定した条例。

□北海道幼児教育振興基本方針

全ての幼児教育施設が質の高い教育を提供するための研修機会の確保や助言体制をはじめ、家庭や地域等、多様な場における幼児教育の充実のための基本的な方向を示した方針。

<マ行>

□マザーズ・キャリアカフェ

再就職を希望する子育て女性をはじめとする働きたい女性を対象に、一人ひとりのニーズに応じた専門的なカウンセリングや情報提供等を行う北海道が設置した就職支援施設。

□マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためのマーク。交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして提示し、妊産婦に優しい環境づくりを推進するもの。

□木育

木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むこと。

<ヤ行>

□夜間中学

公立の中学校の夜間学級のことを言う。戦後の混乱期の中で義務教育を終了できなかった人や様々な理由から本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の人など、多様な背景を持った人たちが学ぶ場。

□夜間保育

開所時間が概ね午前11時頃から午後10時頃までの11時間の保育を行うもの。

□ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無等、様々な全ての人が利用者を差別しない、「すべてのひとのためのデザイン」。道においては、平成21年に「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」を定め、道内で整備される全ての公営住宅にユニバーサルデザインが導入されることを推進している。

□養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保することを目的とした事業。

□幼児教育相談員

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、道・道教委の委嘱を受け、要請のあった幼児教育施設等を訪問等し、研修の支援や課題解決に向けた助言等を行う者。

□幼児教育・保育の無償化

令和元年（2019年）10月から始まった消費税率の引上げによる財源を活用し、生涯にわたる人格形成やその後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性と、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化を図るもの

□要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係する機関（病院、学校、保健所、児童相談所等）及び関係団体（NPO、ボランティア等）などが連携・協力し、被虐待児など要保護児童やその保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。

□幼保連携型認定こども園教育・保育要領

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めたもの。

<う行>

□利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

□臨床心理士

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する試験に合格し、認定を受けることで取得できる資格であり、臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。